R7.4 月時点

栗東市資格取得支援補助金　対象者確認チャート

栗東市民であること、学生でないことが前提となります。

求職中ですか（ハローワークに登録と求職活動を行っていますか）。

いいえ → 資格取得時点で非正規雇用者ですか。（パート・アルバイト、派遣、日雇いなど）

雇用形態が確認できる書類が必要です。

はい → 市税の滞納はありませんか。

いいえ → 当補助金の対象にはなりません。

はい → 市税の滞納はありませんか。

はい → この補助金を同一年度内に活用しましたか。

はい → 当補助金の対象にはなりません。

いいえ → 資格は、教育訓練給付金制度において厚生労働大臣が指定する講座の終了をもって取得する国家資格等ですか。または準ずる資格ですか。

いいえ → 当補助金の対象にはなりません。

はい → 雇用保険に加入していて、支給要件期間が１年以上ありますか。

いいえ → 以下に、受けることのできる給付金等はありますか？

はい → ハローワークの『教育訓練給付金』、『公共職業訓練（ハロートレーニング）』を受けられる可能性があります。ただし、過去にこれらの制度を利用した方は、支給要件期間が3年以上必要です。
詳しくはハローワークに確認してください。
当制度との併給は可能ですが、要件や注意事項がありますので、事前にご相談ください。

支給決定通知書等の提出が必要です。

以下に、受けることのできる給付金等はありますか？

- ひとり親就労支援『栗東市自立支援教育訓練給付金』 → 該当 → 当制度との併給可能ですが、要件や注意事項がありますので、事前にご相談ください。（支給決定通知書等の提出が必要です。）
- 勤務先等からの補助金や給付金 → 該当 → 当制度との併給可能ですが、要件や注意事項がありますので、事前にご相談ください。（支給決定通知書等の提出が必要です。）
- ひとり親就労支援『母子家庭等高等職業訓練促進給付金』 → 該当 → 当制度との併給可能です。各給付金は、資格取得に係る授業料等から差し引く必要はありません。
- ハローワーク『求職者支援制度』 → 該当 → 当制度との併給可能です。各給付金は、資格取得に係る授業料等から差し引く必要はありません。
- いいえ → 当制度をご活用いただけます。

詳細は、栗東市商工観光労政課へご相談ください。（TEL:077-551-0104）